

- 広報誌に掲載されているイベントや講座などは、新型コロナウイルス感染防止対策をとった上で実施します。
- 今後の感染拡大状況によっては、中止又は内容が変更となる場合がありますので、事前に担当課などに確認してください。

中止が決定している主なイベントは以下のとおりです。
 ■寝屋川ハーフマラソン2021 〇 実行委員会事務局(文化スポーツ室内☎072・803・6143)

※掲載している情報は、9月15日時点です。

インフォメーション

市政

市からのお知らせ

※イベントなどの申し込みについて申込開始日の記載がないものは、原則、1日から申し込みが可能ですが(公共機関・団体、市民情報ひろばは除く)。

経営改革・都市格向上プラン(平成29年度(令和元年度)の取り組み結果の公表)

平成28年度に「経営改革・都市格向上プラン」を策定し、行財政改革を推進するとともに、平成31年4月からの中核市移行を見据えた施策に取り組んできました。

計画期間の終了に伴い、各取り組みの達成状況、取り組み内容などについて総括を行い、報告書として取りまとめましたので結果を公表します。

表1 取り組み内容の達成状況(52項目)

達成状況	項目数(割合)
計画通り実施	47項目(90.4%)
一部実施	4項目(7.7%)
未着手	1項目(1.9%)

取り組み内容の達成状況など表1-2のとおり

▽財政効果額 各事務事業の見直しを行うとともに、あらゆる財源の確保と効率的な予算の執行に努めたこととで約11億円の財政効果を上げることができました。

▽今後の取り組み 今後も不断の取り組みとして、時代に即した望ましい将来像から、事業や市民サービスに在り方などを検討し、社会のニーズに応じた重点的な改革を進めます。

※詳しくは、市ホームページ「企画四課」をご覧ください。

〇 企画四課(☎813・1157)

次亜塩素酸水生成器の導入中止

日常的な除菌対策、市立小中学校での清掃を進めるため、「次亜塩素酸水」を生成できる機器の導入を予定していましたが、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)から報道発表された内容を踏まえ、当初予定していた使用方法での活用が難しいことから、次亜塩素酸水生成器の導入を中止します。

表2 主な取り組み項目・行財政改革の実績

視点	施策体系	主な取り組み
経営改革	都市格の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●中核市移行に伴う移譲事務受入体制の確立及び専門職員の確保・育成 ●包括外部監査制度の実施 ●人事・給与制度改革の推進
	行政運営の最適化	<ul style="list-style-type: none"> ●電子決裁の導入 ●庁内におけるICT機器の活用 ●ごみ収集業務や給食調理業務などの委託拡大
健全財政	あらゆる財源の確保と効率的な予算の執行	<ul style="list-style-type: none"> ●市広報誌や刊行物などへの有料広告の掲載 ●みんなのまちづくり支援自動販売機の活用 ●ふるさと納税 ●電力・ガスの自由化に伴う事業者の選定
	公共施設等の管理	<ul style="list-style-type: none"> ●未利用地の処分
協働連携	地域経営・地域活動の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ●イベントの内容・経費の見直し ●保健福祉公社の解散
	情報の「見える化」	<ul style="list-style-type: none"> ●特色のある市の施策や魅力を一体的に発信する「定住魅力特設サイト」の構築 ●市公式アプリ「もっと寝屋川」の配信

〇 学務課(☎813・0072)・障害福祉課(☎838・0382)・市民活動振興室(☎825・2120)

シルバー世代対象アンケート

シルバー世代の皆さんの緊急時の行政情報の取得状況などについて調査するため、市内在住の65歳以上の人のみで構成される世帯の3500人(無作為抽出)を対象に、郵送でアンケートを実施します。アンケートが届いた人は協力をお願いします。

▽期間 9月28日～10月12日

〇 企画二課(☎825・2019)

本庁舎などにサーモグラフィカメラを設置

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、10月中旬に市役所本庁舎及び保健福祉センターにサーモグラフィカメラを設置します。来庁時には検温していただくとともに、37度5分以上の熱があるときは、入館をお断りする場合がありますので、協力をお願いします。

〇 資産活用課(☎825・2218)

手続き

お得なマイナポイント手続きはお早めに

令和3年3月31日(水)までの間

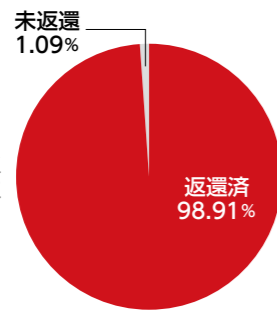
くらしの情報

浄化槽を適正に管理していただきますか

浄化槽使用者は、保守点検や清掃の実施、法定検査の受検が法律で義務付けられています。不適切な管理は悪臭や放流水質悪化の原因となりますので、浄化槽機能が十分發揮できるように適正管理をお願いします。

〇 法定検査の申し込みについて：一般社団法人大阪府環境水質指導協会(☎257・3531)、浄化槽

特別定額給付金二重給付などの返還状況



総額2億2,930万円のうち、**250万円(13世帯)が未返還**(9月15日現在)

※返還がない世帯には、法的手続きを進めます。

※「返還済」には、返還の了承を得ている分を含みます。

特別定額給付金に関する事務処理の問題について検証を行いました。このような問題を二度と起こさないよう、職員一人一人が当事者意識をもって課題や今後の対応について熟考し、職責を全うすることで、公務に対する市民の信頼の確保を図ってまいります。検証結果報告書は市ホームページ(右のQRコード)をご覧ください。



〇 総務課(☎825・2195)、保護課(☎838・0347)

<今後の対応>

- 今回の原因と課題を踏まえ、短期間で集中的に事務処理を完了させる必要がある事業については、次の対策を行うなど、今後にかかしてまいります。
- 組織のマネジメントと応援体制の整備
- 事務フローの整備と可視化
- 情報システムの適切な構築及び運用管理
- 契約の適正な執行

返還にご協力いただいた皆さまありがとうございました。

困ったときは相談を（無料）～10・11・12月～

※秘密は守ります。次回は1月号に掲載します。

相談名	内容など	日時（祝日・年末年始を除く）	申し込み方法	申し込み・問い合わせ先
法律相談	相続、借地、借家、不動産、離婚などの法的問題の相談 定員…7人 相談時間…30分程度 相談員…弁護士	月～金曜日…午後1時～4時30分、 第4土曜日…午前8時30分～正午 (10月24日・11月28日・12月26日)	電話又は「LINE」で (申込順)	市民サービス部広聴担当 ☎824・1155
登記相談	登記手続きなどの相談 定員…6人 相談時間…30分程度 相談員…司法書士	第2木曜日 午後1時～4時 (10月8日・11月12日・12月10日)	【受付開始日】 相談日の1週間前の 同じ曜日の午前9時 から(申込順) ※受付開始日が日曜 日、祝日、振替休 日の場合はその翌 日から受け付けま す。	
国税相談	所得税、相続税、贈与税な どの相談 定員…6人 相談時間…30分程度 相談員…税理士	第3木曜日 午後1時～4時 (10月15日・11月19日・12月17日)	【申込方法】 ●電話で申し込み (土・日曜日、祝 日、振替休日は申 し込みができません) ●「LINE」で申し込 み	
不動産・ 建築相談	不動産の売買、家屋の新築・ 増築の手続きなどの相談 定員…4人 相談時間…30分程度 相談員…宅地建物取引士、 建築士	第2金曜日 午後2時～4時 (10月9日・11月13日・12月11日)		
相続・ 遺言等 相談	遺産分割協議書、遺言書、 離婚協議書などの相談 定員…6人 相談時間…30分程度 相談員…行政書士	第3金曜日 午後1時～4時 (10月16日・11月20日・12月18日)		
行政相談	国の行政機関などへの相談や 要望 相談員…行政相談委員	第1・3火曜日午前10時～正午 ※相談の予約は、月～金曜日に 随時受け付けます。	直接窓口又は電話 で相談してください	消費生活センター (桜木町5番30号) ☎828・0397
市政相談	市役所への相談や要望 相談員…市職員	月～金曜日 午前9時～午後5時30分		
消費生活相談	商品やサービスに不満や疑問 を感じたり、訪問販売などで 契約上のトラブルに巻き込ま れたりしたときや多重債務に 関わる相談 相談員…消費生活相談員	月～土曜日 午前9時～正午 午後1時～4時		
人権相談	人権に関わる相談 定員…3人 相談員…人権擁護委員	毎週水曜日 午前9時30分・10時20分・11 時10分	直接窓口又は電話 で予約してください	人権・男女共同参画課 ☎824・1181
	人権に関わる相談	月～金曜日 午前9時～午後5時30分 ※電話での相談もできます。	当日直接	
女性のための 法律相談	女性弁護士による離婚、DV、 相続などの法的相談 定員…4人	第3火曜日（祝日も実施）午後 1時30分～4時30分（10月 20日・11月17日・12月15日）	前日の午前10時 から電話予約を受 付（申込順）	
女性の心の 悩み相談（カ ウンセリング）	カウンセラーが助言・アド バイスするのではなく、悩 みを本人が話すことで心の 整理をつけ、一緒に問題解 決を図ります（女性の相談 員がサポートします）	毎週月曜日午前9時30分～午後 0時40分・毎週水曜日午後1時 30分～4時40分・第3木曜日午 後1時30分～4時40分 ※祝日も相談できます。	電話で予約してくだ さい	男女共同参画推進センター ふらっとねやがわ（産業振興セ ンター5階）☎800・5789
		毎週金曜日午後1時～5時 （午後4時30分までに電話し てください） ※祝日も相談できます。	申し込み不要です	
男性のための 悩み相談（カ ウンセリング）	男性相談員による男性の自立・ 生き方・人間関係などの相談	第2水曜日午後7時～9時（10月 14日・11月11日・12月9日）、午後 8時30分までに電話してください	申し込み不要です	
子どもに 関する相談	18歳未満の子どもの問題に 関する相談（育児・発達・ 性格・学校生活など）	月～金曜日 午前9時～午後5時30分 ※電話での相談もできます。		こどもを守る課こども相談担当 (保健福祉センター4階) ☎838・0181
教育相談	幼児・児童・生徒の教育に 関する相談（不登校・学 習・性格・友人関係など）	月～金曜日 午前9時～午後5時 ※電話での相談もできます。	電話で予約してくだ さい	総合教育研修センター (明德一丁目1番1号) ☎822・7830
就労相談	就職困難者を対象に就労の 相談	求人情報検索・個別相談 毎週火曜日・金曜日 午前10時～午後5時		産業振興センター ☎828・0751 ※相談場所は地域就労支援センター (ねやがわシティ・ステーション内)

LINEの友だち登録は
コチラから



日時	内容	定員
10月23日（金） 午後1時30分 ～2時30分	悪質商法に気をつけて	25人
10月28日（水） 午後1時30分 ～3時	金融トラブルに巻き込ま れないために	

※マスクの着用をお願いします。

▽日時など 左の表のとおり
▽場所 市立消費生活センター
▽対象 市民（申込順）

**下半期消費生活講座
受講者募集**

10月16日（金）午前10時～午後2
時、市立消費生活センター2階会議
室、費用1口3700円（大豆1
5kg、こうじ3kg、塩1kg）
△大豆の引渡し▽
10月9日（金）午前10時～11時、
市立消費生活センター1階ロビー。
申込・固 10月5日（月）午前10時
～正午に「市消費者協会」小橋（☎
823・8088）

の管理について：市保健衛生課（☎
829・7721）

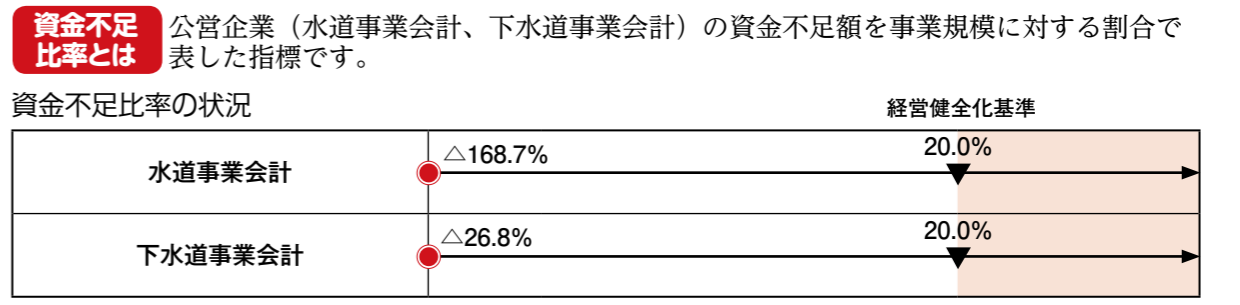
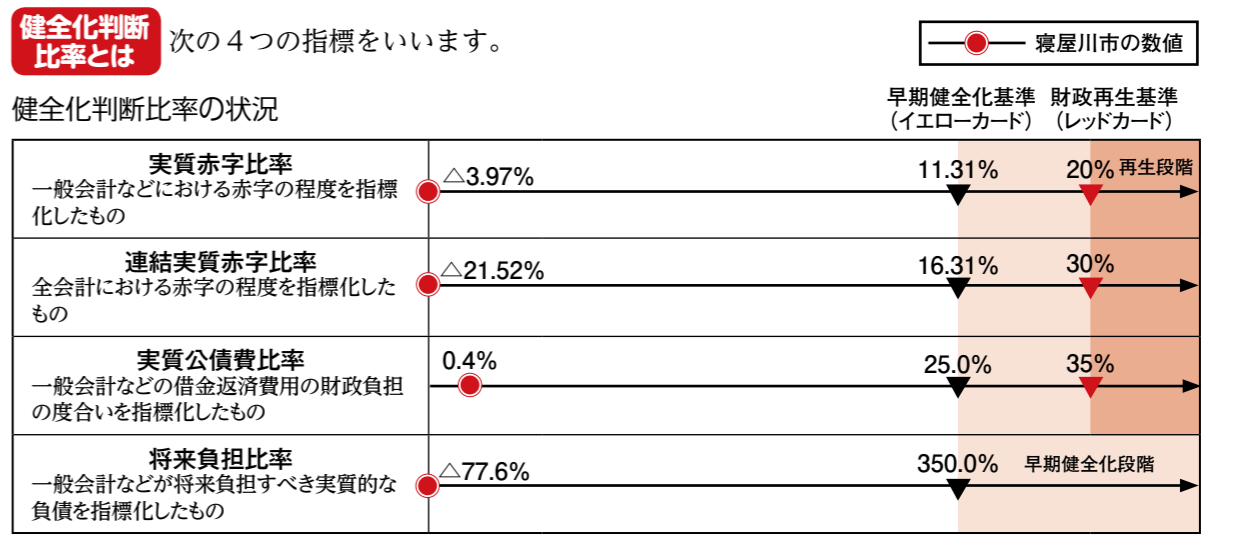
手づくりみそ講習会

令和元年度 決算 財政運営は健全です 健全化判断比率・資金不足比率を公表

健全化判断比率及び資金不足比率は、市の財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るための目安となる指標で、1つでも国が定める基準を上回ったときは、財政健全化計画などを策定し、議会の議決を経たうえで健全化に取り組む必要があります。

市の令和元年度決算における指標は、いずれも国が定める基準を大きく下回っています。

固 健全化判断比率…財政課（☎825・2041）、資金不足比率…経営総務課（☎825・2247）



市からのお知らせ
安全・安心
税・保険・年金
健康・福祉
人権
子育て・教育
アウトドア
文化・交流
市民情報ひろば

▽参加費 無料
申込・圖 10月2日(金)から電話で市立消費生活センター(☎828・0428)

▽賃金 時給1295円
▽手当 年間1か月分(6月・12月各0.5か月分)
※在職期間に応じて支給します。基準日(6月・12月)に在職かつ週29時間以上の勤務で6か月以上が条件です。

食用油の回収
10月23日(金) 午後1時～3時、市立消費生活センター。
※業務用油は回収しません。容器は持ち帰りましょう。
圖 「市消費者協会」・前田(☎822・1997)

募集情報

会計年度任用職員の募集

▽職種 保育士
▽勤務日時 月～土曜日午前8時45分～午後5時(週37時間30分)



市民活動の活性化を図るため、継続的で公益性のある活動を行う市民活動団体に対して補助を行います。
※詳しくは、募集要項(市民活動振興室、市立市民活動センターで配布又は市ホームページ「市民活動振興室」からダウンロード)を見てください。
申込・圖 申込書類を10月15日(木)午後5時30分までに直接窓口又は郵送で市民活動振興室(〒572-8555本町1番1号☎825・2120)

標語・川柳の募集

生産緑地地区(農地)を現在の60・63haから59・57haに変更します。利害関係のある人や市民の皆さんは、縦覧期間内に意見書を提出することができます。
▽縦覧期間 10月16日～30日
▽縦覧場所 2軸化事業本部
※変更の内容は市ホームページ「2軸化事業本部」でも見ることが出来ます。
圖 2軸化事業本部(☎813・1204)

ごみ減量マイスター養成講座

家庭や地域で自主的に取り組むことができるごみ減量やリサイクルについて学びます。修了者は、ごみ減量マイスター(初級)に認定されます。
▽日時 11月20日(金) 午後1時30分～3時30分
▽場所 議会棟5階第2委員会室
▽定員 10人(先着順)
圖 交通政策課(☎813・1207)

古着の収集を再開

新型コロナウイルス感染症の影響で海外の工場などが停止したため、古着の排出を控えてもらっていましたが、リサイクル処理の再開の見通しが立ったことから、通常通り「古

環境・まちづくり

生産緑地地区の変更に伴う都市計画案

健康センター内、FAX839・3933)
※「すてきに生きるくすりと健康展」中止に伴い、会長賞・優秀賞・入選の発表は11月下旬ごろに応募者全員に郵送で行います。

図 市薬剤師会(☎828・3933)又は健康づくり推進課(☎812・2002)

傍聴できます

委員会など

紙・古着」の収集を再開します。ご協力ありがとうございます。
圖 環境総務課(☎824・0911)

申し込みは、いずれも当日直接。

外部監査人選定委員会

▽日時 10月9日(金) 午後2時
▽場所 市役所議会議棟4階第1委員会室

▽定員 10人(先着順)

圖 監査事務局(☎825・2423)

高齢者保健福祉計画推進委員会

▽日時 10月15日(木) 午後2時(受付は午後1時30分から)
▽場所 市立保健福祉センター5階会議室1・2

総務大臣から委嘱されたの行政相談委員がお聞きします。
▽日時 10月20日(火) 午前10時～正午

図 市民サービス部広聴担当(☎824・1155)

出張マザーズコーナー

子育て中の人を対象にハローワークのスタッフによる就労相談を行います。

図 高齢介護室(☎838・0372)

環境保全審議会

▽日時 10月19日(月) 午前10時(受付は午前9時40分から)
▽場所 クリーンセンター6階多目的室
圖 環境総務課(☎821・4055)

総合計画審議会

▽日時 ①10月23日(金) ②27日(火)、いずれも午前10時
▽場所 市役所議会議棟4階第1委員会室
▽定員 15人(先着順)
圖 企画一課(☎825・2016)

地域公共交通協議会

▽日時 10月21日(水) 午後2時

ます。
▽日時 10月9日・23日、いずれも金曜日午前9時50分～午後1時(1人40分程度)

▽場所 リラット3階ミーティングルーム2
※相談無料(予約が必要、完全個室、子ども連れ可)。
申込・圖 開催日の前々日までに市公式アプリ「各種予約」又は電話で市立産業振興センター(☎828・

▽場所 市クリーンセンター
▽内容 講義・施設見学(市クリーンセンター)・生ごみ堆肥化土づくりに体験
▽対象 市内在住・在職・在学の高校生以上の人
※①車で来場できます。市役所から送迎します(事前申し込みが必要)
②受講希望者には詳しい案内を送付します。
申込・圖 住所、氏名、年齢、電話番号、当日の来場手段を郵送、電話又はFAXで10月30日(金) 〓必着 〓までに環境総務課(〒572-0855寝屋南一丁目2番1号市クリーンセンター内☎824・0911、FAX821・3349)

土・日・祝日の持込みごみ受入日のお知らせ

10月10日(土)・25日(日)・11月3日(祝)・14日(土)・22日(日)・23日(祝)・12月12日(土)・27日(日)・28日(月)・29日(火)・30日(水)の午前9時～午後4時です。
※月・金曜日も午前9時～午後4時に実施しています。
圖 環境事業課(☎821・4039)

子ども読書活動推進計画策定委員会

▽日時 10月19日(月) 午後1時30分
▽場所 市役所議会議棟4階第1委員会室
▽定員 10人(先着順)
圖 中央図書館臨時図書室(☎838・0141)

男女共同参画審議会

▽日時 10月27日(火) 午後2時
▽場所 市役所議会議棟4階第1委員会室
圖 人権・男女共同参画課(☎825・2168)

NPO何でも相談

10月21日(水) 午後2時～4時、市立市民活動センター、NPO法人の設立手続きや会計処理、団体運営のアドバイスなど、定員4団体(申込順)。
申込・圖 10月16日(金) までに直接窓口又は電話で市立市民活動センター(☎812・1116)

相談

10月19日～25日 行政相談週間

「相続・登記・税金・年金・住宅など行政なんでも相談」を開きます。

市からのお知らせ

安全・安心

税・保険・年金

健康・福祉

人権

子育て・教育

アウトドア・スポーツ

文化・交流

公共機関・団体
市民情報ひろば

パソコントラブル相談

10月27日(火) 午後2時〜4時、市立市民活動センター、パソコン機器の故障・トラブル、定員10人(申込順)、パソコンを持って来てください。
申込・窓口 10月19日(月) 午前10時から直接窓口又は電話で市立市民活動センター(☎812・1116)



産業・事業者

シルバー世代限定
プレミアム商品券取扱店を募集

市内商業の活性化のため、市内の加盟店での買い物や飲食などに利用できる20%プレミアム商品券(寝屋川市「シルバー世代(65歳以上)限

定プレミアム商品券)を発行します。市内に店舗があれば、市商業団体連合会に加盟していなくても、商品券の取扱店になることができます。※換金には手数料がかかります。詳しくは問い合わせください。
▽有効期間 11月26日(令和3年2月28日)
▽販売形式 1セット5000円(500円券×12枚)
申込・窓口 10月30日(金)までの午前10時〜午後4時に直接、市商業団体連合会事務局(市立産業振興センター内☎829・7018)



防災

枚方寝屋川消防組合からの
お知らせ

△普通救命講習会▽
10月24日(土) 午前9時30分〜午後0時30分、枚方消防署、AEDの使用法や心肺蘇生法などの知識と技術を習得、寝屋川市・枚方市に在住・在職・在学の人15人(申込順)、受講無料。
申込・窓口 10月13日〜16日の午前9時〜午後5時に電話で枚方消防署警備課(☎852・9944)
△応急手当普及員再講習▽
10月30日(金) 午前9時〜正午、

ご自宅の地震対策していますか

図 住宅政策課 (☎825・2266)

住宅の耐震診断・耐震改修補助

●昭和56年5月31日以前の建築で現在居住している、又は居住しようとしている木造住宅の耐震診断に必要な費用のうち10分の9(上限4万5,000円)を補助しています。

●木造住宅耐震設計に要する費用を最大10万円補助
※耐震設計のみの補助は受けられません。

●木造住宅耐震改修工事に要する費用を最大90万円補助
※補助を受けるためには要件があります。詳しくは市ホームページ「住宅政策課」又は問い合わせください。

耐震相談特設窓口を開設

住宅の耐震診断・耐震改修、リフォームのことなど、気軽に相談してください。

日時・場所 10月27日〜28日

午前9時〜正午・午後1時〜4時
市役所1階ピロティ

※①詳しくは枚方寝屋川消防組合ホームページを見てください②車の来場は控えてください。

10月7日(水)
全国一斉情報伝達訓練

緊急情報の周知に活用する全国瞬時警報システム(アラート)を使用した自動放送訓練を行います。市では、市内52か所に設置している屋外拡声スピーカーから放送します。▽日時 10月7日(水) 午前11時頃
※当日に災害などが発生したときは行いません。
図 防災課(☎825・2194)

防犯

10月11日〜20日
全国地域安全運動

市民の皆さんと市防犯協会などが一つになって、犯罪のない安全で安心な、明るく住みよい地域社会を実現するためにを行います。期間中は夜間一斉パトロールなどを実施し、防犯への啓発を図ります。
図 寝屋川警察署生活安全課(☎23・1234)、又は市監察課(☎812・2246)

交通安全

運転免許証の自主返納制度

交通事故の発生件数が全体的に減少している中、大阪では高齢運転者による交通事故が増加しています。高齢運転者による交通事故は身体機能の低下が原因とされています。運転に自信のなくなった人、家族や医師に運転を心配されている人は、運転免許証の自主返納を考えてみてください。

返納した人は、生涯身分証明書として使用できる「運転経歴証明書」の申請・交付を受けることができます。△交付手数料1100円が必ず必要。運転経歴証明書は提示するだけで、飲食店・小売店などの割引やタクシー乗車運賃の割引など、い

防災



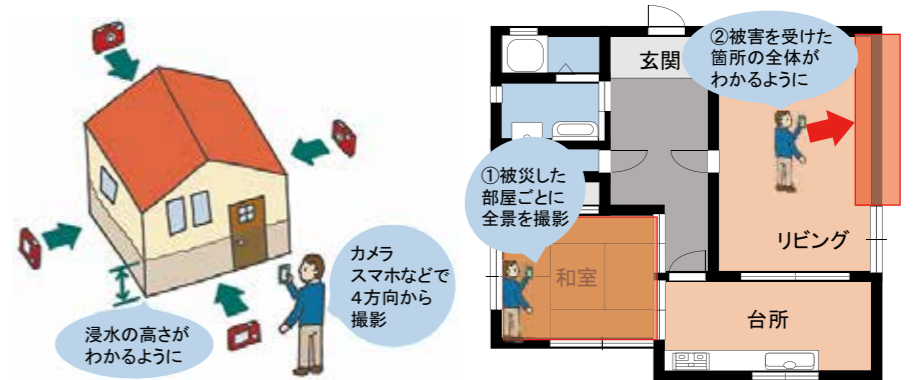
防災証明書

台風や地震などで家屋が被害に遭ったとき

図 防災課(☎825・2194)

被災者が各種被災者支援を受けるためには、防災証明書の交付を受ける必要があります。市職員が住家の被害認定調査を行います。が、修理、片付けなどをしてしまおうと調査が困難となるため、あらかじめ、可能な限り、被害状況を写真(日時入り)で撮影し、保存してください。

<イメージ図> ★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。



枚方寝屋川消防組合消防本部、AEDの使用法や心肺蘇生法などの知識と技術及び指導技法を再習得、寝屋川市・枚方市に在住・在職の人で応急手当普及員の資格を持つ人15人、受講無料。
申込・窓口 10月20日〜23日の午前9

時〜午後5時に電話で枚方寝屋川消防組合救急課(☎852・9918)
△甲種防火管理新規講習▽
11月12日(木) 午前10時〜午後4時30分・13日(金) 午前10時〜午後5時、いずれも枚方寝屋川消防組合消防本部、寝屋川市・枚方市に在住・

ろいろな特典が受けられます。

※特典の内容は大阪府交通対策協議会のホームページ又は各コミュニティセンターなどで配布しているパンフレットを見てください。
図 交通政策課(☎813・1207)



各種保険・医療制度

ジェネリック医薬品を利用しませんか

新薬と同じ有効成分・効能・効果を持ち、より低価格なジェネリック医薬品(後発医薬品)に切り替えませんか。
△ジェネリック医薬品の特徴▽
①先発医薬品の特許が切れた後に発売されるもので、厚生労働省の製造販売承認により、安全性などが保証されています②開発期間が短く低コストで、中には新薬に比べて5割以上安くなる薬もあります。
△ジェネリック医薬品に切り替えるには▽
医療用医薬品につき、病院や診療所の医師による処方箋が必要です。ジェネリック医薬品を希望するとき、かかりつけの医師や薬剤師に相談しましょう。短期間だけジェネリック医薬品に切り替える「お試し調剤」もあります。

市からのお知らせ

安全・安心

税・保険・年金

健康・福祉

人権

子育て・教育

アウトドア・スポーツ

文化・交流

公共機関・団体
市民情報ひろば



重度障害者医療の所得制限額

扶養人数	①②③に該当する人
0人	4,621,000円
1人	5,001,000円
2人	5,381,000円

※扶養親族等1人増すごとに38万円を加算し、さらに老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円、特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満のものに限る)であるときは、特定扶養親族1人につき25万円を加算します。

分

○ペイジー…各シティ・ステーションなどに設置している端末機で手続きができます。指定口座のキャッシュカード、本人確認書類が必要です。
▽受付時間 午前9時～午後5時30分

介護保険料は便利な口座振替で

一度手続きすれば、自動的に口座振替での納付が継続されます。
申込 次のとおり

△ジェネリック医薬品希望カード▽
ジェネリック医薬品を利用しやす
いように、医療機関の受付窓口で被
保険者証や診察券と一緒に提示する
カードやシールを、市民サービス部
(国民健康保険担当・後期高齢者医
療担当)で配布しています。
☎ 市民サービス部△75歳未満：国
民健康保険担当(☎813・118
2)、75歳以上：後期高齢者医療担
当(☎813・1190)▽

ひとり親家庭医療の所得制限額

扶養親族等の人数	①②に該当する父、母又は養育者	③に該当する養育者(両親のいない子ども)
0人	1,920,000円	2,360,000円
1人	2,300,000円	2,740,000円
2人	2,680,000円	3,120,000円

※扶養人数が1人増すごとに38万円を加算します。所得とは、収入から必要経費を差し引いた額です。

△重度障害者医療▽
①身体障害者手帳1級又は2級の
人②療育手帳Aの人③療育手帳B
の人で身体障害者手帳3級～6級を
併せ持つ人④精神障害保健福祉手
帳1級の人⑤難病の受給者証を所持

資格の確認ができた人には、10月下旬に新しい医療証を郵送します。
医療助成が受けられる人は、市内在住で医療保険(国民健康保険、社会保険など)に加入し、次のいずれかに該当する人です。
※所得制限(左の表のとおり)があります。

重度障害者医療証・ひとり親家庭医療証を更新

○指定金融機関：預貯金通帳・届け
出印・口座振替依頼書を持って、各金
融機関の窓口で申し込んでください。
※詳しくは問い合わせてください。
☎ 高齢介護室(☎838・0518)

し、障害年金又は、特別児童扶養手当の1級を受給している人。
△ひとり親家庭医療▽
①児童扶養手当を受けている父・母又は養育者と18歳までの子②遺族年金・障害年金(夫又は妻の障害年金を含む)・労働者災害補償保険法に基づく年金など公的年金を受けている父・母又は養育者と18歳までの子③18歳までの両親のいない子と養育者。

※ひとり親家庭に該当しなくても、父又は母が重度障害者医療の対象者と同等の障害がある18歳までの子(18歳になった最初の3月31日までの子)がいる人は相談してください。
☎ 市民サービス部医療助成担当(☎812・2363)

国民健康保険被保険者証の更新

有効期限が令和3年10月31日までの被保険者証(桃色)を10月下旬に簡易書留で送付します。新しい被保険者証は手元に届いたときから使用できます。

不在などで受け取れず郵便局の保管期間内でも受け取れなかったときは、不在票、本人確認書類(運転免許証など)、印鑑を持って国民健康保険担当にきてください(代理人のときは委任状が必要です)。
有効期限の切れた被保険者証は必ず返却してください。

☎ 市民サービス部国民健康保険担当(☎813・1182)

納期限のお知らせ ～11月2日(月)までに納めましょう～

- ★市民税・府民税(徴収・納付担当)……………第3期分
- ★国民健康保険料(徴収・納付担当)……………第5期分
- ★後期高齢者医療保険料(徴収・納付担当)…第4期分
- ★保育所保育料(保育課)……………10月分
- ★介護保険料(高齢介護室)……………第5期分
- ★留守家庭児童会保育料(青少年課)……………10月分

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減少した場合などは、徴収の猶予又は減免されることがあります。詳しくは各担当課に問い合わせてください。

